

東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 法人税更正処分等取消請求事件
国側当事者・国(浅草税務署長)
平成27年11月19日棄却・控訴

判 決

原告	株式会社A
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	萩原 慎二
同	鈴木 元
同	野田 幹子
被告	国
同代表者法務大臣	岩城 光英
処分行政庁	浅草税務署長
	倭文 宣人
指定代理人	青木 朝子
同	齋藤 誠密
同	小原 弘行
同	時任 英俊
同	野本 寛之
同	垂野 里美
同	青木 雄弥

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 処分行政庁が平成24年12月25日付けでした原告に対する平成18年10月1日から平成19年9月30日までの事業年度の法人税の更正処分のうち翌期へ繰り越す欠損金4億0913万7007円を下回る部分を取り消す。
- 2 処分行政庁が平成25年3月5日付けでした原告に対する平成19年10月1日から平成20年9月30日までの事業年度の法人税の再更正処分のうち所得金額マイナス2億5095万2957円を超える部分及び翌期へ繰り越す欠損金6億6008万9964円を下回る部分を取り消す。
- 3 処分行政庁が平成25年3月5日付けでした原告に対する平成20年10月1日から平成21年9月30日までの事業年度の法人税の再更正処分のうち翌期へ繰り越す欠損金4億8388万6054円を下回る部分を取り消す。

- 4 処分行政庁が平成25年3月5日付けでした原告に対する平成21年10月1日から平成22年9月30日までの事業年度の法人税の再更正処分のうち翌期へ繰り越す欠損金4億1844万3517円を下回る部分を取り消す。
- 5 処分行政庁が平成25年3月5日付けでした原告に対する平成22年10月1日から平成23年9月30日までの事業年度の法人税の再更正処分のうち納付すべき税額マイナス（還付金の額に相当する税額）84万5389円を超える部分及び翌期へ繰り越す欠損金2億5095万2957円を下回る部分並びに過少申告加算税賦課決定処分を取り消す。

第2 事案の概要

本件は、原告が、別表1-1から1-4までに掲げる各株式（以下、併せて「本件各譲渡株式」という。）を上場された証券取引所の終値（以下、単に「終値」という。）よりも低額で譲渡し（以下「本件各譲渡」という。）、その譲渡価額と譲渡原価（帳簿価額）との差額を損金の額に算入し、また、別表2-1から2-3までに掲げる各株式（以下、併せて「本件各取得株式」という。）を終値よりも低額で譲り受けていたところ（以下「本件各譲受け」という。）、浅草税務署長から、本件各譲渡株式は具体的な根拠なく時価より低額で譲渡したものであるから、その譲渡価額と時価との差額（以下「本件各譲渡差額」という。）は寄附金の額に該当し、損金算入限度額を超える部分は損金の額に算入されず、また、本件各取得株式は具体的な根拠なく時価より低額で譲り受けたものであるから、その譲受価額と時価との差額（以下「本件各譲受差額」という。）は受贈益として益金の額に算入されるなどとして、法人税の更正処分ないし再更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分を受けたことに対して、本件各譲渡及び本件各譲受けは適正な価額で行われたものであり、原告に本件各譲渡差額に相当する寄附金の額ないし本件各譲受差額に相当する受贈益は発生しないと主張して、上記各処分の取消しを求める事案である。

1 関係法令の定め

(1) 所得の金額の計算に関する定め

内国法人の各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額とされている（法人税法22条1項）。そして、内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とされている（同法22条2項）。

また、内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額（法人税法22条3項1号）のほか、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用（償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。）の額（同項2号）等とされている。

(2) 有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入に関する定め

内国法人が有価証券の譲渡をした場合には、その譲渡に係る譲渡利益額又は譲渡損失額は、その譲渡に係る契約をした日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入される。そして、譲渡利益額とは、その有価証券の譲渡に係る対価の額が譲渡に係る原価の額を超える場合におけるその超える部分の金額をいい、譲渡損失額とは、その有価証券の譲渡に係る原価の額が譲渡に係る対価の額を超える場合におけるその超える部分の金額をい

うものとされている。(法人税法61条の2第1項)

(3) 寄附金に関する定め

内国法人が各事業年度において支出した寄附金の額の合計額のうち、その内国法人の当該事業年度終了の時の資本金等の額等を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を超える部分の金額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入されない(法人税法37条1項)。そして、寄附金の額は、寄附金、拠出金、見舞金その他いずれの名義をもってするかを問わず、内国法人が金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与をした場合における当該金銭の額若しくは金銭以外の資産のその贈与の時における価額又は当該経済的な利益のその供与の時における価額によるものとされている(同条7項)ところ、内国法人が資産の譲渡又は経済的な利益の供与をした場合において、その譲渡又は供与の対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額又は当該経済的な利益のその供与の時における価額に比して低いときは、当該対価の額と当該価額との差額のうち実質的に贈与又は無償の供与をしたと認められる金額は、上記寄附金の額に含まれる(同条8項)。

2 前提事実(争いのない事実、顕著な事実及び掲記の証拠(枝番を含む。)により容易に認められる事実)

(1) 原告等

ア 原告は、昭和44年6月●日に設立された、ゴルフ場及びその附属施設の経営、レストラン、ホテル、喫茶店等の経営等を目的とする株式会社であり、代表取締役である甲が経営する企業グループ(以下「Bグループ」という。)に属している(乙6、9)。

イ 株式会社C(現在の商号は「株式会社D」。以下同じ。)、E株式会社(平成24年7月1日にBグループに属するF株式会社に吸収合併されている。以下同じ。)、G有限会社、学校法人H及び株式会社Iは、いずれも、Bグループに属している(乙9、10、14、18、19、22、26、29)。

(2) 本件各譲渡株式及び本件各譲渡差額に係る事実関係

ア 原告は、平成19年9月29日、株式会社Cに対し、別表1-1の「銘柄」欄及び「①株数」欄記載の株式(以下「本件譲渡株式1」という。)を同表の「②単価」欄記載の売買単価(1株当たりの売買価格をいう。以下同じ。)により、合計2億7927万2500円で譲渡した(乙11)。

イ 原告は、平成20年9月19日、E株式会社に対し、別表1-2の「銘柄」欄及び「①株数」欄記載の各株式(以下「本件譲渡株式2」という。)を同表の「②単価」欄記載の各売買単価により、合計1億1378万0700円で譲渡した(乙15)。

ウ 原告は、平成20年9月30日、G有限会社に対し、別表1-3の「銘柄」欄及び「①株数」欄記載の株式(以下「本件譲渡株式3」という。)を同表の「②単価」欄記載の売買単価により、合計6600万円で譲渡した(乙20)。

エ 原告は、平成21年12月3日、学校法人Hに対し、別表1-4の「銘柄」欄及び「①株数」欄記載の株式(以下「本件譲渡株式4」という。)を同表の「②単価」欄記載の売買単価により、合計2200万円で譲渡した(乙24)。

オ 本件各譲渡株式は、いずれも、株式会社J証券取引所ないし株式会社K証券取引所の上場株式であるところ、本件各譲渡は、いずれも、相対取引によってなされたものであり、その売買単価は、各譲渡日(譲渡日が取引所の休業日の場合は、直近の取引日)における終値(別

表1-1から別表1-4までの各「④終値」欄記載のとおり。)よりも約10%低額であった(乙11、13、15、17、20、21、24、25)。

(3) 本件各取得株式及び本件各譲受差額に係る事実関係

ア 原告は、平成20年7月9日、株式会社Iから、別表2-1の「銘柄」欄及び「①株数」欄記載の各株式(以下「本件取得株式1」という。)を同表の「②単価」欄記載の各売買単価により、合計1057万9491円で譲り受けた(乙27)。

イ 原告は、平成20年12月24日、株式会社Iから、別表2-2の「銘柄」欄及び「①株数」欄記載の各株式(以下「本件取得株式2」という。)を同表の「②単価」欄記載の各売買単価により、合計2186万0800円で譲り受けた(乙30)。

ウ 原告は、平成21年3月10日、株式会社Cから、別表2-3の「銘柄」欄及び「①株数」欄記載の各株式(以下「本件取得株式3」という。)を同表の「②単価」欄記載の各売買単価により、合計3885万8418円で譲り受けた(乙33)。

エ 本件各取得株式は、いずれも、株式会社J証券取引所の上場株式であるところ、本件各譲受けは、いずれも、相対取引によってなされたものであり、その売買単価は、各譲受日における終値(別表2-1から別表2-3までの各「④終値」欄記載のとおり。)よりも約10%低額であった(乙27、28、30、32~34)。

(4) 法人税の確定申告

ア 原告は、平成19年11月19日、下館税務署長に対し、平成18年10月1日から平成19年9月30日までの事業年度(以下「平成19年9月期」という。)に係る法人税の確定申告書(以下「平成19年9月期確定申告書」という。)を提出した。原告は、平成19年9月期確定申告書において、本件譲渡株式1の譲渡価額と譲渡原価(帳簿価額)との差額5494万4782円を有価証券売却損として損金の額に算入していた。(乙1、12、弁論の全趣旨)

イ 原告は、平成21年1月5日、下館税務署長に対し、平成19年10月1日から平成20年9月30日までの事業年度(以下「平成20年9月期」という。)に係る法人税の確定申告書(以下「平成20年9月期確定申告書」という。)を提出した。原告は、平成20年9月期確定申告書において、本件譲渡株式2の譲渡価額と譲渡原価(帳簿価額)との差額合計7348万5900円及び本件譲渡株式3の譲渡価額と譲渡原価(帳簿価額)との差額5160万円を有価証券売却損として損金の額に算入していた。(乙2、16、弁論の全趣旨)

ウ 原告は、平成21年11月30日、下館税務署長に対し、平成20年10月1日から平成21年9月30日までの事業年度(以下「平成21年9月期」という。)に係る法人税の確定申告書(以下「平成21年9月期確定申告書」という。)を提出した(乙3)。

エ 原告は、平成22年12月24日、下館税務署長に対し、平成21年10月1日から平成22年9月30日までの事業年度(以下「平成22年9月期」という。)に係る法人税の確定申告書(以下「平成22年9月期確定申告書」という。)を提出した。原告は、平成22年9月期確定申告書において、本件譲渡株式4の譲渡価額と譲渡原価(帳簿価額)の差額179万8606円を有価証券売却損として損金の額に算入していた。(乙4、8、弁論の全趣旨)。

オ 原告は、平成23年12月28日、下館税務署長に対し、平成22年10月1日から平成23年9月30日までの事業年度(以下「平成23年9月期」という。)に係る法人税の確

定申告書（以下「平成23年9月期確定申告書」という。）を提出した（乙5）。

（5）更正処分等及び不服申立ての経緯

ア 原告は、平成24年4月●日付けで本店所在地を茨城県筑西市から東京都台東区に移転し、これに伴って、原告の所轄税務署長は、下館税務署長から浅草税務署長となった（乙6）。

イ 浅草税務署長は、平成24年12月25日付けで、原告の平成19年9月期、平成20年9月期、平成21年9月期、平成22年9月期及び平成23年9月期の法人税について、本件各譲渡株式は具体的な根拠なく時価より低額で譲渡したものであるから、本件各譲渡差額は寄附金の額に該当し、損金算入限度額を超える部分は損金の額に算入されず、また、本件各取得株式は具体的な根拠なく時価より低額で譲り受けたものであるから、本件各譲受差額は受贈益として益金の額に算入されるなどとして、別表3-1から別表3-5までの各「更正処分」欄記載のとおり、各更正処分をした（以下、この各更正処分を併せて「本件各更正処分」といい、平成19年9月期に係るものを「平成19年9月期更正処分」という。）（甲1）。

ウ 原告は、平成25年2月21日、東京国税局長に対し、本件各更正処分を不服として異議申立てをした。

エ 浅草税務署長は、平成25年3月5日付けで、原告の平成20年9月期、平成21年9月期、平成22年9月期及び平成23年9月期の法人税について、受取配当等の益金不算入額の計算や、本件譲渡株式4に係る譲渡原価の計算に誤りがあるなどとして、別表3-2から別表3-5までの各「再更正処分」欄記載のとおり、各再更正処分をするとともに（以下、順次「平成20年9月期再更正処分」、「平成21年9月期再更正処分」、「平成22年9月期再更正処分」及び「平成23年9月期再更正処分」といい、これらを併せて「本件各再更正処分」という。また、平成19年9月期更正処分と本件各再更正処分を併せて「本件各再更正処分等」という。）、平成23年9月期の法人税について、過少申告加算税の賦課決定処分（以下「本件賦課決定処分」という。）をした（甲2）。

オ 原告は、平成25年4月18日、東京国税局長に対し、本件各再更正処分及び本件賦課決定処分を不服として異議申立てをした。

カ 東京国税局長は、平成25年5月17日付けで、上記ウ及びオの異議申立てをいずれも棄却する旨の異議決定をした（甲3）。

キ 原告は、平成25年6月13日、国税不服審判所長に対し、本件各更正処分、本件各再更正処分及び本件賦課決定処分を不服として審査請求をした。

ク 国税不服審判所長は、平成26年2月13日付けで、上記キの審査請求をいずれも棄却する旨の裁決をし、同月19日付けで、その裁決書（謄本）を原告に送達した（甲4、5）。

（6）本件訴えの提起

原告は、平成26年8月14日、本件訴えを提起した（顕著な事実）。

3 被告の主張する本件各再更正処分等及び本件賦課決定処分の根拠及び適法性本件各再更正処分等及び本件賦課決定処分の根拠及び適法性に関する被告の主張は、別紙「課税の根拠及び適法性」に記載するとおりである。

4 争点

本件の争点は、本件各再更正処分等及び本件賦課決定処分の適法性であり、具体的には、次の点が争われている。

- (1) 本件各譲渡差額を寄附金として損金算入限度額の限度で損金の額に算入することの適否
- (2) 本件各譲受差額を受贈益として益金の額に算入することの適否

5 争点に関する当事者の主張の要旨

- (1) 争点 (1) (本件各譲渡差額を寄附金として損金算入限度額の限度で損金の額に算入することの適否) について

(被告の主張の要旨)

ア 資産の低額譲渡が行われた場合に、当該譲渡が法人税法 22 条 2 項にいう資産の譲渡に当たるとはいうまでもないが、この場合にも、当該資産には適正価額に相当する経済的価値が認められるのであって、たまたま現実に收受した対価がそのうちの一部のみであるからといって、適正価額との差額部分の収益が認識され得ないものとするれば、同項が資産の無償譲渡も収益の発生原因となることを認めていることとの公平を欠くことになる。

したがって、法人税法 22 条 2 項の趣旨に鑑みれば、資産の低額譲渡が行われた場合に益金の額に算入すべき収益の額には、当該資産の譲渡の対価の額のほか、これと当該資産の適正価額との差額も含まれるものと解すべきである。

そして、関連会社間の相対取引における上場株式の適正価額については、特段の事情がない限り、上場された証券取引所における株価（譲渡日の終値）、つまり時価をもって、自由競争の原理によって形成された適正価額と認めるのが相当というべきである。

イ 有価証券の譲渡については、法人税法 61 条の 2 第 1 項が、譲渡対価の額から譲渡原価の額を差し引いた譲渡損益の額を、同法 22 条 2 項所定の「益金の額」又は同条 3 項所定の「損金の額」に算入する旨規定しているところ、同法 61 条の 2 第 1 項は、有価証券の譲渡における益金の額又は損金の額の算定方法に関する同法 22 条 2 項及び 3 項の特則ではあるものの、有価証券の譲渡において認識すべき収益の額について、同条 2 項所定の資産の譲渡に係る収益の額と異なる認識の仕方をするを規定したものではないから、有価証券の低額譲渡の場合にも有価証券以外の資産の低額譲渡の場合と同様に、譲渡の対価の額と適正価額との差額が収益の額に含まれることに変わりはない。すなわち、有価証券の低額譲渡が行われた場合においては、当該有価証券の適正価額をもって法人税法 61 条の 2 第 1 項 1 号に規定する「有価証券の譲渡に係る対価の額」とした上で、当該有価証券の譲渡損益の額を算出すべきものである。

ウ この点、本件各譲渡株式及び本件各取得株式の売買取引は、延べ 24 銘柄の株式を対象として、2 年余りの期間に 7 回にわたって行われているところ、取引の相手方はいずれも B グループに属する法人であり、本件各譲渡株式及び本件各取得株式の売買価額は、いずれも終値を基に算出した金額の約 9 割に相当する金額となっている。

そして、原告は、本件各譲渡が適正な価額で行われたと述べるのみであり、なぜ、本件各譲渡株式の各売買価額が適正な価額であるといえるのかについては、何らの具体的根拠を述べておらず、相対取引における取引価額の算定根拠やその決定過程を何ら明らかにしていない。このことからすれば、本件各譲渡株式の売買価額は、B グループに属する法人の間で、合理的な根拠なく恣意的に決定されたものとみるのが自然であり、対立した第三者間の取引において、需要と供給の競争原理が働いて現実の売買価額が決定されたものとは到底認められないというべきである。すなわち、本件において、譲渡日（本件譲渡株式 1 については、譲渡日の前日）における終値を基に算出した金額と異なる金額をもって、本件各譲渡株式の

適正価額と認めるべき特段の事情が存するとはいえない。

したがって、本件各譲渡株式については、時価である終値を基に算出した別表1-1から1-4までの「⑤適正価額」欄の金額をもって適正価額と認めるのが相当であり、原告が收受した対価は当該適正価額より低額であるから、本件各譲渡は有価証券の低額譲渡に当たる。

そうすると、原告が收受した対価に加えて、本件各譲渡株式の適正価額と原告が收受した対価との差額である本件各譲渡差額も法人税法61条の2第1項1号の「有価証券の譲渡に係る対価の額」に含めた上で、同項に規定する譲渡利益額ないし譲渡損失額を算出することとなる。換言すれば、本件各譲渡差額も、原告が收受した対価と同様に、本件各譲渡に係る原告の収益の額に含まれることとなる。その結果、原告が計上した有価証券売却損の額のうち本件各譲渡差額に相当する金額（すなわち、過大となった同項の「譲渡損失額」）は、損金の額に算入されないこととなる。

エ 本件各譲渡は有価証券の低額譲渡に当たり、譲渡価額と時価との差額が生じているところ、本件各譲渡に伴って、本件各譲渡差額に相当する経済的価値が、反対給付なしに、原告から譲渡の相手方に移転している。そして、本件各譲渡差額を対価なく相手方に移転することについての合理性は、原告が主張立証すべきであるところ、原告は当該合理性についても何らの主張立証をしていない上、そもそも、本件各譲渡株式の売買価額が、Bグループに属する法人の間で、合理的な根拠なく恣意的に決定されたものとみるのが自然であることからすれば、本件各譲渡株式を時価に比して低額で譲渡することや、原告が本件各譲渡差額につき、譲渡の相手方から反対給付を受けないことには、通常の経済取引として是認できる合理的な理由は存在しないというべきである。

したがって、本件各譲渡差額は、その経済的効果が贈与と同視し得るものといえ、法人税法37条8項にいう「資産の譲渡の対価の額と当該資産のその譲渡の時における価額との差額のうち実質的に贈与をしたと認められる金額」として寄附金の額に含まれることとなる。

したがって、本件各譲渡差額は、支出した寄附金の額として一旦は損金の額に算入されるが、寄附金の損金算入限度額を再計算した結果、当該限度額を超える部分の金額については、結果的に損金の額に算入されないこととなる。

オ なお、原告が挙げる法人税基本通達2-3-7（注）1は、新株の発行という取引形態に固有の事情を考慮して、その受贈益の判定のあり方を定めたものであって、一般的に、有価証券の取引価額が時価の9割相当額を超えていれば、当該価額は適正な価額の範囲内であるという考え方を示したものではない。

そのため、有価証券が時価より低い価額で売買された場合において、時価と取引価額との差額のうち、当該時価のおおむね10パーセント相当額を超える金額のみが、寄附金の額となるとはいえない。

（原告の主張の要旨）

ア 関連会社間の取引については、一般に法人が合理的経済人又は独立した第三者として特別な関係にない取引先であったならば当然に採ったであろう取引形態を前提として、その取引の対価の適否を認定すべきものである。関連会社が運命共同体的関係にあるという理由だけをもって、関連会社個々の所得金額の計算を特別な観点から取り扱うことは許されない。

イ 証券取引所の相場は、始値、高値、安値、終値と刻々と変化していくのであるし、本件各譲渡株式の1か月間の株価を見ると、終値の最高値と最安値には2割程度の差異が生じてい

るのであり、このような差異が生じる原因は、様々な要因によって決まってくるもので、一概に説明できるものではない。そのため、譲渡日の終値だけを適正な価額とするのは、株式の評価としては狭きに失するというべきであり、むしろ、終値は適正な価額を判断する際の一つの参考値にすぎないと解すべきである。

ウ 相対取引の際の株式の価額決定は、お互いの思惑や今後の予見的思慮等が働いて決定されるものであり、一概に説明できるものではない。そのため、本件各譲渡株式の譲渡価額の算定について、個別具体的かつ合理的な説明を求めることは不可能を強いるに近いものである。むしろ重要なのは、価額決定における事情ではなく、決まった価額が社会通念上相当な価額であるかどうかである。

この点、法人税基本通達2-3-7は、法人税法施行令119条1項4号が定める有利発行により取得した有価証券の取得価額に関する通達であるところ、同通達の注1は、社会通念上相当と認められる価額を下回るかどうかは、当該株式の価額と払込金額等の差額が当該株式の価額の概ね10%相当額以上であるかどうかにより判定する旨定めている。

このように、上記通達は、社会通念上相当と認められる価額との考えを用いて、概ね10%相当額以上であるかどうかで判定するという幅を持った判断を行っているものであり、このような幅を持たせた考え方を有価証券の譲渡において適用することに何ら不自然な点はない。

したがって、譲渡日の終値を時価とみるとしても、寄附金として評価されるべき金額は、取引価額と時価との差額のうち、時価の概ね10%相当額を超えた部分に限られると解すべきである。

エ これを本件各譲渡についてみるに、本件各譲渡株式の譲渡価額は、いずれも、終値を基に算出した金額の約9割に相当する金額となっており、譲渡価額と時価との差額は、時価（譲渡日の終値）の約10%相当額を超えていないのであるから、社会通念上相当と認められる価額による取引であり、不自然、不合理な取引であるとまではいえない。

したがって、原告は、本件各譲渡を適正な価額で行ったといえるのであるから、原告には本件各譲渡差額に相当する寄附金の額は発生しない。にもかかわらず、本件各譲渡差額に相当する寄附金が発生したとする浅草税務署長の判断は、法人税法22条2項、37条の解釈、適用を誤った違法なものである。

(2) 争点(2)(本件各譲受差額を受贈益として益金の額に算入することの適否)について
(被告の主張の要旨)

ア 関連会社間の相対取引における上場株式の適正価額については、特段の事情がない限り、上場された証券取引所における株価（譲受日の終値）、つまり時価をもって、自由競争の原理によって形成された適正価額と認めるのが相当というべきである。

そして、資産の低額譲受けにおいても、当該資産に適正価額に相当する経済的価値が認められることに変わりはないから、資産の低額譲渡の場合と同様に解すべきであり、有価証券の低額譲受けに係る対価の額と当該有価証券の譲受け時における適正な価額との差額相当額については、法人税法22条2項に規定する「無償による資産の譲受け」があったものとして、当該有価証券の取得価額の一部を構成するとともに、当該事業年度の益金の額に算入すべきものと解するのが相当である。

したがって、資産の低額譲受けの場合に、益金の額に算入すべき収益の額には、当該資産の譲受価額と当該資産の適正価額との差額(受贈益の額)が含まれるものと解すべきである。

この場合において、当該差額が益金の額に算入される要件としては、当該差額があること、すなわち当該差額に相当する経済的な利益の移転があることをもって足りる。

イ この点、本件各譲渡株式及び本件各取得株式の売買取引は、延べ24銘柄の株式を対象として、2年余りの期間に7回にわたって行われているところ、取引の相手方はいずれもBグループに属する法人であり、本件各譲渡株式及び本件各取得株式の売買価額は、いずれも証券取引所の終値を基に算出した金額の約9割に相当する金額となっている。

そして、原告は、本件各譲受けが適正な価額で行われたと述べるのみであり、なぜ、本件各取得株式の各売買価額が適正な価額であるといえるのかについては、何らの具体的根拠を述べておらず、相対取引における取引価額の算定根拠やその決定過程を何ら明らかにしていない。このことからすれば、本件各取得株式の売買価額は、Bグループに属する法人の間で、合理的な根拠なく恣意的に決定されたものとみるのが自然であり、対立した第三者間の取引において、需要と供給の競争原理が働いて現実の売買価額が決定されたものとは到底認められないというべきである。すなわち、本件において、譲受日における終値を基に算出した金額と異なる金額をもって、本件各取得株式の適正価額と認めるべき特段の事情が存するとはいえない。

したがって、本件各取得株式については、時価である終値を基に算出した別表2-1ないし2-3の「⑤適正価額」欄の金額をもって適正価額と認めるのが相当であり、原告が交付した対価は当該適正価額より低額であるから、本件各譲受けは資産の低額譲受けに当たり、原告が交付した対価と本件各取得株式の適正価額との差額である本件各譲受差額は、受贈益として益金の額に算入すべきこととなる。

(原告の主張の要旨)

上記(1)(原告の主張の要旨)において述べたとおり、譲渡日の終値を時価とみるとしても、受贈益として評価されるべき金額は、取引価額と時価との差額のうち、時価の概ね10%相当額を超えた部分に限られると解するべきである。

これを本件各譲受けについてみるに、本件各取得株式の譲受価額は、いずれも、終値を基に算出した金額の約9割に相当する金額となっており、譲受価額と時価との差額は、時価(譲受日の終値)の約10%相当額を超えていないのであるから、社会通念上相当と認められる価額による取引であり、不自然、不合理な取引であるとまではいえない。

したがって、原告は、本件各譲受けを適正な価額で行ったといえるのであるから、原告には本件各譲受差額に相当する額の受贈益は発生しない。にもかかわらず、本件各譲受差額に相当する受贈益が発生したとする浅草税務署長の判断は、法人税法22条2項の解釈、適用を誤った違法なものである。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)(本件各譲渡差額を寄附金として損金算入限度額の限度で損金の額に算入することの適否)について

(1) 前記前提事実のとおり、本件各譲渡株式は、いずれも、株式会社J証券取引所ないし株式会社K証券取引所の上場株式であるところ、本件各譲渡は、いずれも、原告が、Bグループに属する法人との間で、相対取引によってしたものであり、その売買単価は、別表1-1から別表1-4までの各「②単価」欄及び「④終値」欄記載のとおり、各譲渡日(譲渡日が取引所の休業日の場合は、直近の取引日)における終値よりも約10%低額であった。

そこで、以下、内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、当該事業年度の益金の額又は損金の額に算入すべき金額について、資産の無償譲渡や低額譲渡がされた場合に関する法人税法の定めや、有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入に関する法人税法の定めをみた上で、本件各譲渡差額を寄附金として損金算入限度額の限度で損金の額に算入することが適法であるといえるか否かについて検討することとする。

(2) 資産の無償譲渡ないし低額譲渡に係る法人税法の定めについて

まず、資産の無償譲渡ないし低額譲渡に係る法人税法の定めについてみると、同法22条は、内国法人の各事業年度の所得の金額は、益金の額から損金の額を控除した金額とする旨定めの上(1項)、「…益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受け…に係る当該事業年度の収益の額とする。」と定め(2項)、内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、資産の無償譲渡も収益の発生原因となるものとしている。その趣旨は、法人が資産を他に譲渡する場合には、その譲渡が代金の受入れその他資産の増加を来すべき反対給付を伴わないものであっても、譲渡時における資産の適正な価額に相当する収益があると認識すべきものであることを明らかにしたものと解される。そして、譲渡時における適正な価額より低い対価をもってする資産の低額譲渡の場合にも、当該資産には譲渡時における適正な価額に相当する経済的価値が認められるところ、たまたま現実に収受した対価がそのうちの一部のみであるからといって適正な価額との差額部分の収益が認識され得ないものとするれば、無償譲渡の場合との間の公平を欠くことになるから、その趣旨からして、この場合に益金の額に算入すべき収益の額には、当該資産の譲渡の対価の額のほか、これと同資産の譲渡時における適正な価額との差額も含まれるものと解される(最高裁平成●●年(〇〇)第●●号同7年12月19日第三小法廷判決・民集49巻10号3121頁参照)。

他方、資産の低額譲渡の場合に上記の計算によって益金が計上される時、譲渡の対価の額と当該資産の譲渡の時における価額との差額のうち実質的に贈与をしたと認められる金額は損金計上の対象たる寄附金の額に含まれるのであるが(法人税法37条8項)、寄附金の額について政令で定めるところにより計算した金額を超える部分の金額は、損金の額に算入されない(同条1項)。これは、法人が支出した寄附金の全額を無条件で損金に算入するとすれば、法人税の減収を招き、国の財政収入の確保を阻害するばかりでなく、寄附金の出捐による法人の負担が、法人税の減収を通じて国に転嫁され、課税の公平上適当ではない一方で、法人が支出する寄附金には、それが法人の収益を生み出すのに必要な費用としての側面を有するものもあり、これを客観的に判定することが困難であることから、統一的な損金算入制度を設けたものと解される。

以上のとおり、法人税法は、資産の低額譲渡がされた場合、当該資産の譲渡の対価の額のほか、同資産の譲渡時における適正な価額との差額も益金の額に含めるべきものとした上で、その場合に寄附金に該当する金額については所定の限度でしか損金に算入しないという態度を取っているものである。

(3) 有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入について

ア 法人税法61条の2第1項1号の定める「譲渡に係る対価の額」の意義について

上記(2)のような法人税法の定めがある中、同法61条の2第1項は、同法22条2項又は3項の「別段の定め」として、内国法人が有価証券の譲渡をした場合には、その譲渡に

係る譲渡利益額又は譲渡損失額は、その譲渡に係る契約をした日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入するものとし、ここにいう譲渡利益額とは、その有価証券の譲渡に係る対価の額（同項1号）が譲渡に係る原価の額（同項2号）を超える場合におけるその超える部分の金額をいい、譲渡損失額とは、その有価証券の譲渡に係る原価の額（同項2号）が譲渡に係る対価の額（同項1号）を超える場合におけるその超える部分の金額をいう旨定めている。

そして、法人税法61条の2第1項が、有価証券について資産の無償譲渡や低額譲渡に係る上記（2）で見た法人税法の定めと異なる取扱いを新たに行うとの趣旨で設けられたものとは解されないことに照らすと、同項1号の定める「譲渡に係る対価の額」は、同法22条2項や同法37条8項と整合的に解釈されるべきである。また、法人税法61条の2第1項1号が同法37条8項の定める「譲渡（中略）の対価の額」とは異なる「譲渡に係る対価の額」という多少の評価が介在する余地のある文言を用いていることにも照らすと、同法61条の2第1項1号と同法37条8項がそれぞれ定める「対価」についての解釈は異なり得るものといえる。

以上のような観点からすれば、法人税法61条の2第1項1号の定める「譲渡に係る対価の額」とは、譲渡時における適正な価額、すなわち、時価をいうものと解するのが相当である。

イ 証券取引所に上場されている株式の時価について

(ア) 以上のとおり、法人税法61条の2第1項1号の定める「譲渡に係る対価の額」とは譲渡時における時価をいうものと解すべきところ、時価とは、財産の客観的な交換価値をいうものと解され、それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいうものと解される。

そして、時価は、低額譲渡や寄附金該当性についての判断基準として用いられるものであるため、課税の明確性や公平を確保する観点からは、一定の客観的な基準によって認定された価額であることが要請されるものというべきであるところ、証券取引所に上場されている株式の公表されている価格は、市場を通じた不特定多数の当事者間の自由な取引によって成立した客観的なものであり、終値は一般に時価として広く認識され利用されているといえる。

したがって、株式が証券取引所に上場されている場合には、その株式の時価は、特段の事情がない限り、終値によるのが相当である。

(イ) この点、原告は、証券取引所の相場は、始値、高値、安値、終値と刻々と変化していくのであるし、本件各譲渡株式の1か月間の株価を見ると、終値の最高値と最安値には2割程度の差異が生じているのであり、このような差異が生じる原因は、様々な要因によって決まってくるもので、一概に説明できるものではないから、譲渡日の終値だけを時価とするのは、株式の評価としては狭きに失するというべきであり、むしろ、終値は、時価を判断する際の一つの参考値にすぎないと解すべきである旨主張する。

しかしながら、時価は、低額譲渡や寄附金該当性についての判断基準として用いられるものであるため、課税の明確性や公平を確保する観点からは、一定の客観的な基準によって認定された価額であることが要請されるのであり、終値によって時価を算定することが合理性を有することは、先に述べたとおりである。そして、他に本件各譲渡株式の時価を

終値によって算定すべきでないとする特段の事情を見出すことはできない。

したがって、この点に関する原告の主張を採用することはできない。

(ウ) また、原告は、法人税基本通達 2-3-7 は、法人税法施行令 119 条 1 項 4 号が定める有利発行により取得した有価証券の取得価額に関する通達であるところ、社会通念上相当と認められる価額を下回るかどうかは、当該株式の価額と払込金額等の差額が当該株式の価額の概ね 10% 相当額以上であるかどうかにより判定する旨定めており、このような幅を持たせた考え方を有価証券の譲渡において適用することに何ら不自然な点はないから、有価証券の譲渡価額と時価（譲渡日の終値）との差額が時価の概ね 10% を超えていない場合には、当該譲渡価額は、社会通念上相当と認められる価額であり、低額譲渡に当たらない旨主張しているものと解される。

しかしながら、法人税法施行令 119 条 1 項 4 号及び法人税基本通達 2-3-7 は、有価証券の発行という場合における取得価額の算定について定めたものであり、既に発行された有価証券の取引はこれと場合を異にするものである。

法人税基本通達 2-3-7 は、有価証券と引換えにされる払込額に関し、「有価証券の取得のために通常要する価額に比して有利な金額」は、当該株式の払込みの金額を決定する日の現況における当該発行人の株式の価額に比して社会通念上相当と認められる価額を下回る価額をいうものとした上で、下回るかどうかは、当該株式の価額と払込金額等の差額が当該株式の価額のおおむね 10% 相当額以上であるかどうかにより判定する旨定めるところ、差額がおおむね 10% 相当額以上である場合に限り、上記「有利な金額」と判定することとしたのは、株式の証券取引所への新規上場の場合における払込金額等の決定方法等をも考慮したものとされている（乙 36）。この点につき、「有利な金額」について上記のような形で判定がされることとなったのは、株式の発行価額の決定時と発行時とに時期的差異があることや、発行時においてこれを引き受けることとなる投資家の需要見込みなどの不確定要素が存在するという、株式の発行における固有の事情を踏まえたものと解されるところ、既に発行されている株式について個別当事者が相対取引をするのはこれと場合を異にするのであるから、「有利な金額」の判定について上記のような定めがあるからといって、本件のような相対取引の場合にも同様に差額がおおむね 10% 相当額以上の場合に限り低額譲渡と判断すべきことにはならないものというべきである。

したがって、この点に関する原告の主張を採用することはできない。

ウ 以上を踏まえて、本件各譲渡についてみるに、原告は、本件各譲渡株式を別表 1-1 から別表 1-4 までの「③売買代金」欄記載の金額で譲渡したものであるところ、本件各譲渡株式の適正な価額（時価）は、各譲渡日（譲渡日が取引所の休業日の場合は、直近の取引日）の終値に基づいて計算した上記各別表の「⑤適正価額」欄記載の金額であるといえる。

したがって、法人税法 61 条の 2 第 1 項の規定に基づいて損金の額に算入することができる本件各譲渡の譲渡損失額は、別表 1-1 から別表 1-4 までの「⑤適正価額」欄記載の金額から各譲渡原価（帳簿価額）を控除した金額ということになる。他方、原告の申告に係る本件各譲渡差額は、譲渡損失額に含まれないから、これを同項の規定に基づいて損金算入することはできない。

(4) 本件各譲渡差額が寄附金の額に該当するか否かについて

ア 上記(3)において検討したとおり、本件各譲渡差額を法人税法 61 条の 2 第 1 項の規定

に基づいてそのまま損金の額に算入することはできないが、前記前提事実によれば、浅草税務署長は、本件各譲渡差額が寄附金の額に該当するものとして本件各再更正処分等を行っている認められるから、以下、本件各譲渡差額が寄附金の額に該当するか否かについて検討することとする。

イ 法人税法37条8項は、内国法人が資産の譲渡又は経済的な利益の供与をした場合において、その譲渡又は供与の対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額又は当該経済的な利益のその供与の時における価額に比して低いときは、当該対価の額と当該価額との差額のうち実質的に贈与又は無償の供与をしたと認められる金額は、上記寄附金の額に含まれる旨定めている。

そして、一定の金額を超える寄附金の額の損金不算入を定めた法人税法37条の趣旨は、前記(2)でみたとおりであり、これに加えて、同条7項が、寄附金の額とは、どのような名義をもってするかを問わず、内国法人が金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与をした場合における当該金銭の額若しくは金銭以外の資産のその贈与の時における価額又は経済的な利益のその供与の時における価額によるものとする旨を規定し、同条8項が同項に規定する場合も上記寄附金に含まれるとしていることからすれば、同項に定める「実質的に贈与又は無償の供与をした」とは、金銭その他の資産又は経済的な利益を対価なく他に移転する場合であって、その行為について通常の経済取引として是認することができる合理的な理由が存在しないものを指すものと解するのが相当である。

ウ 以上の観点から本件についてみるに、先に述べたとおり、本件各譲渡は、いずれも、原告が、Bグループに属する法人との間で、相対取引によってしたものであり、その売買単価は、別表1-1から別表1-4までの各「②単価」欄及び「④終値」欄記載のとおり、各譲渡日（譲渡日が取引所の休業日の場合は、直近の取引日）における終値よりも約10%低額であった。そして、原告は、相対取引の際の株式の価額決定は、お互いの思惑や今後の予見的思慮等が働いて決定されるものであり、一概に説明できるものではないため、本件各譲渡株式の譲渡価額の算定について、個別具体的かつ合理的な説明を求めることは不可能を強いるに近いものであると主張するにとどまり、本件各譲渡株式を各譲渡日における終値よりもいずれも約10%低額で譲渡した理由を何ら明らかにしていないのであり、この点について経済取引として是認することができる合理的な理由の存在をうかがわせる事情は認められない。

したがって、本件各譲渡差額は、法人税法37条8項が定める「実質的に贈与又は無償の供与をした」と認められる金額に該当するものとして、寄附金の額に含まれるというべきである。

エ この点、原告は、法人税基本通達2-3-7が、社会通念上相当と認められる価額を下回るかどうかについて、当該株式の価額と払込金額等の差額が当該株式の価額の概ね10%相当額以上であるかどうかにより判定する旨定めているから、譲渡日の終値を時価とみるとしても、寄附金として評価されるべき金額は、取引価額と時価との差額のうち、時価の概ね10%相当額を超えた部分に限られると解するべきである旨主張する。

しかしながら、先に述べたとおり、法人税基本通達2-3-7は、法人税法施行令119条1項4号の定める「有価証券の取得のために通常要する価額に比して有利な金額」に該当するか否かを判定する上での実務上の取扱いについて定めたものであるところ、そもそも、上記「有利な金額」に該当するか否かの判定と法人税法37条8項が定める「実質的に贈与

又は無償の供与をした」と認められるか否かの判定は異なるものであるから、法人税基本通達2-3-7の考え方を寄附金該当性に関する判定に用いることはできないというべきである。

したがって、この点に関する原告の主張を採用することはできない。

(5) 以上より、本件各譲渡差額を寄附金として損金算入限度額の限度で損金の額に算入することは、適法である。

2 争点(2)(本件各譲受差額を受贈益として益金の額に算入することの適否)について

(1) 前記前提事実のとおり、本件各取得株式は、いずれも、株式会社J証券取引所の上場株式であるところ、本件各譲受けは、いずれも、原告が、Bグループに属する法人との間で、相対取引によってしたものであり、その売買単価は、各譲受日における終値(別表2-1から別表2-3までの各「④終値」欄記載のとおり。)よりも約10%低額であった。

そこで、以下、内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、当該事業年度の益金の額又は損金の額に算入すべき金額について、資産の低額譲受けがされた場合に関する法人税法の定めをみた上で、本件各譲受差額を受贈益として益金の額に算入することが適法であるといえるか否かについて検討することとする。

(2) ア 前記1(2)のとおり、法人税法22条2項は、内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、無償による資産の譲受けも収益の発生原因となるものとしているところ、その趣旨は、法人が資産を無償で譲り受ける場合には、譲受時における資産の時価に相当する収益があると認識すべきものであることを明らかにしたものと解される。そして、譲受時における時価より低い対価をもってする資産の低額譲受けの場合にも、当該資産には譲受時における時価に相当する経済的価値が認められるところ、たまたま現実に収受した対価がそのうちの一部のみであるからといって時価との差額部分の収益が認識され得ないものとするれば、無償譲受けの場合との間の公平を欠くことになるから、その趣旨からして、この場合に益金の額に算入すべき収益の額には、当該資産の譲受けの対価の額のほか、これと同資産の譲受時における適正な価額(時価)との差額も含まれるものと解される。

そして、時価は、先に述べたとおり、一定の客観的な基準によって認定された価額であることが要請されるから、株式が証券取引所に上場されている場合には、その株式の適正な価額(時価)は、特段の事情がない限り、同取引所の終値によるのが相当である。

イ この点、原告は、譲受日の終値を時価とみても、受贈益として評価されるべき金額は、取引価額と時価との差額のうち、時価の概ね10%相当額を超えた部分に限られると解すべきである旨主張するが、上記主張が採用できないのは既に述べたとおりである。

(3) 以上を踏まえて、本件各譲受けについてみるに、原告は、本件各取得株式を別表2-1から別表2-3までの各「③売買代金」欄記載の金額で譲り受けたものであるところ、本件各取得株式の適正な価額(時価)は、各譲受日の終値に基づいて計算した上記各別表の各「⑤適正価額」欄記載の金額であるといえる。

したがって、本件各譲受差額は、法人税法22条2項の規定に基づき、受贈益として益金の額に算入すべきことになる。

(4) 以上より、本件各譲受差額を受贈益として益金の額に算入することは適法である。

3 本件再更正処分等の適法性

以上に述べたところに加え、弁論の全趣旨によれば、本件各再更正処分等及び本件賦課決定処

分の根拠及び適法性は、別紙「課税の根拠及び適法性」に記載するとおりであると認められるから、本件各再更正処分等及び本件賦課決定処分はいずれも適法というべきである。

第4 結論

以上によれば、原告の請求はいずれも理由がないからこれらを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第51部

裁判長裁判官 小林 宏司

裁判官 徳井 真

裁判官 堀内 元城

課税の根拠及び適法性

1 平成19年9月期更正処分の根拠

被告が本訴において主張する原告の平成19年9月期の所得金額、納付すべき税額及び翌期へ繰り越す欠損金額は、次のとおりである。

なお、税額の頭部に「△」を付したものは、当該金額が還付金額であることを表す。

(1) 所得金額 (別表4-1⑧欄) 0円

上記金額は、次のアの金額にイの金額を加算し、ウの金額を減算した金額である。

ア 確定申告における所得金額 (別表4-1①欄) 0円

上記金額は、平成19年9月期確定申告書別表一(一)(乙1)の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された金額と同額である。

イ 所得金額に加算すべき金額の合計額 (別表4-1④欄) 8678万1500円

上記金額は、次の(ア)及び(イ)の金額の合計額である。

(ア) 有価証券売却損のうち損金の額に算入されない金額 (別表4-1②欄) 4394万円

上記金額は、本件譲渡株式1の譲渡価額2億7927万2500円(別表1-1の「③売買代金」欄の金額)と本件譲渡株式1の譲渡株式数に時価(終値)を乗じた金額3億2321万2500円(同表の「⑤適正価額」欄の金額)との差額(同表の「⑥譲渡差額」欄の金額。本件各譲渡差額1。)であり、本件譲渡株式1を時価に比して低額で譲り渡したものであることから損金の額に算入されない金額である。

(イ) 寄附金の損金不算入額の増加額 (別表4-1③欄) 4284万1500円

上記金額は、次のaの金額からbの金額を減算した金額である。

a 寄附金の損金不算入額 4787万9056円

上記金額は、次の(a)の金額から(b)の金額を減算した金額である。

(a) 支出した寄附金の額 5394万円

上記金額は、次のI及びIIの金額の合計額である。

I 特定公益増進法人等に対する寄附金額 1000万円

上記金額は、平成19年9月期確定申告書別表十四(二)(乙1)の「特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人等に対する寄附金額」欄に記載された金額と同額である。

II その他の寄附金額 4394万円

上記金額は、後記ウ(ア)の金額である。

(b) 寄附金の損金算入限度額 606万0944円

上記金額は、次のI及びIIの金額の合計額である。

I 一般寄附金の損金算入限度額 303万0472円

上記金額は、次のi及びiiの金額の合計額の2分の1に相当する金額である(法人税法37条〔平成20年法律第23号による改正前のもの。1及び3において同じ。〕1項、同法施行令73条1項〔平成19年政令第83号による改正前のもの。1において同じ。〕1号)。

i 資本金等の額を基礎として計算した金額 250万円

上記金額は、平成19年9月期終了の時ににおける原告の資本金等の額10億円の1000分の2.5に相当する金額である。

ii 所得の金額を基礎として計算した金額 356万0945円

上記金額は、上記アの0円に、確定申告において損金の額に算入された欠損金の額9478万7397円（平成19年9月期確定申告書別表四〔乙1〕の「欠損金又は災害損失金等の当期控除額」欄に記載された金額）及び上記（ア）の4394万円を加算し、後記bの503万7556円、同ウ（ア）の4394万円及び同（3）の125万2040円を減算した金額と、上記（a）の5394万円との合計額1億4243万7801円の1000分の2.5に相当する金額である。

II 特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入限度額 303万0472円

上記金額の計算過程は、上記Iと同様である（法人税法37条4項、同法施行令73条1項1号）。

b 確定申告における寄附金の損金不算入額 503万7556円

上記金額は、平成19年9月期確定申告書別表四の「寄附金の損金不算入額」欄に記載された金額と同額である。

ウ 所得金額から減算すべき金額の合計額（別表4-1⑦欄） 8678万1500円

上記金額は、次の（ア）及び（イ）の金額の合計額である。

（ア）損金の額に算入される寄附金の額（別表4-1⑤欄） 4394万円

上記金額は、本件譲渡株式1の譲渡価額2億7927万2500円と本件譲渡株式1の譲渡株式数に時価（終値）を乗じた金額3億2321万2500円との差額（本件各譲渡差額1）であり、本件譲渡株式1を時価に比して低額で譲り渡したものであることから寄附金の額として損金の額に算入される金額である。

（イ）損金の額に算入される欠損金の額（別表4-1⑥欄） 4284万1500円

上記金額は、原告の平成17年10月1日から平成18年9月30日までの事業年度に係る平成19年9月期に繰り越す欠損金の額5億0392万4404円（平成19年9月期確定申告書別表七（一）〔乙1〕の「控除未済欠損金額」の「計」欄に記載された金額）のうち、上記イの8678万1500円から同（ア）の4394万円を減算した金額と同額であり、法人税法57条1項（平成22年法律第6号による改正前のもの。5及び7において同じ。）の規定により、平成19年9月期の損金の額に算入される金額である。

（2）所得金額に対する法人税額（別表4-1⑨欄） 0円

上記金額は、上記（1）の所得金額に法人税法66条1項（平成18年法律第10号による改正前のもの）並びに平成18年法律第10号による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律16条に定める税率を乗じて計算した金額である。

（3）法人税額から控除される所得税額等（別表4-1⑩欄） 125万2040円

上記金額は、平成19年9月期確定申告書別表一（一）の「控除税額の計算」の「所得税の額等」欄に記載された金額と同額である。

（4）納付すべき法人税額（別表4-1⑪欄） △125万2040円

上記金額は、上記（2）の金額から同（3）の金額を減算した金額である。

(5) 既に納付の確定した法人税額 (別表4-1⑫欄) △125万2040円
上記金額は、平成19年9月期確定申告書別表一(一)の「この申告による還付金額」の「計」欄に記載された金額と同額である。

(6) 差引納付すべき法人税額 (別表4-1⑬欄) 0円
上記金額は、上記(4)の金額から同(5)の金額を減算した金額である。

(7) 翌期へ繰り越す欠損金額 (別表4-1⑭欄) 3億6629万5507円
上記金額は、平成19年9月期確定申告書別表一(一)の「翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金」欄に記載された金額4億0913万7007円から、上記(1)ウ(イ)の4284万1500円を減算した金額である。

2 平成19年9月期更正処分の適法性

被告が本訴において主張する原告の平成19年9月期の所得金額、納付すべき税額及び翌期へ繰り越す欠損金額は、前記1で述べたとおりであるところ、平成19年9月期更正処分における所得金額、納付すべき税額及び翌期へ繰り越す欠損金額は、前記1の各金額と同額であるから、平成19年9月期更正処分は適法である。

3 平成20年9月期再更正処分の根拠

被告が本訴において主張する原告の平成20年9月期の所得金額(欠損金額)、納付すべき税額及び翌期へ繰り越す欠損金額は、次のとおりである。

なお、所得金額の頭部に「△」を付したものは、当該金額が欠損金額であることを表す。

(1) 所得金額 (別表4-2⑧欄) △2億1996万7885円
上記金額は、次のアの金額にイの金額を加算し、ウの金額を減算した金額である。

ア 確定申告における所得金額 (別表4-2①欄) △2億5095万2957円
上記金額は、平成20年9月期確定申告書別表一(一)(乙2)の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された金額と同額である。

イ 所得金額に加算すべき金額の合計額 (別表4-2⑥欄) 5052万0272円
上記金額は、次の(ア)ないし(エ)の金額の合計額である。

(ア) 有価証券売却損のうち損金の額に算入されない金額 (別表4-2②欄) 2978万7880円

上記金額は、次のa及びbの金額の合計額である。

a 本件譲渡株式2に係るもの 2278万7880円
上記金額は、次の(a)及び(b)の金額の合計額から(c)の金額を減算した金額である。

(a) 本件譲渡株式2を時価に比して低額で譲り渡したことにより損金の額に算入されない金額 1253万5200円

上記金額は、本件譲渡株式2の譲渡価額の合計額1億1378万0700円(別表1-2の「③売買代金」の「合計」欄の金額)と本件譲渡株式2の譲渡株式数に時価(終値)を乗じた金額の合計額1億2631万5900円(同表の「⑤適正価額」の「合計」欄の金額)との差額(同表の「⑥譲渡差額」の「合計」欄の金額。本件各譲渡差額2。)であり、本件譲渡株式2を時価に比して低額で譲り渡したものであることから損金の額に算入されない金額である。

(b) 株式会社Lの株式に係る譲渡原価の過大額 1116万8080円

上記金額は、次のⅠの金額からⅡの金額を減算した金額である。

Ⅰ 原告が損金の額に算入した譲渡原価の額 7363万円

上記金額は、原告が株式会社Lの株式（以下「L株式」という。）の譲渡原価として損金の額に算入した金額である（乙7）。

Ⅱ 移動平均法により算出される譲渡原価の額 6246万1920円

上記金額は、原告が、譲渡原価の額の算出に当たって、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法につき、自ら選定した総平均法（法人税法施行令119条の2第1項〔平成22年政令第51号による改正前のもの。以下同じ。〕2号）によらなかったことから、同法61条の2第1項（平成22年法律第6号による改正前のもの）2号及び同法施行令119条の7の規定により、移動平均法（同法施行令119条の2第1項1号）により算出した譲渡原価の額であり、L株式の取得価額の合計額8440万8000円（原告が平成20年9月期開始の時ににおいて保有していたL株式の帳簿価額7363万円〔上記Ⅰの金額と同額〕に、株式会社L及びM株式会社の株式交換〔L株式の譲渡前に行われたもの〕により、原告が保有していたM株式会社の株式2万6000株に対して割り当てられたL株式1万3000株〔乙1、2〕の帳簿価額1077万8000円〔M株式会社の株式2万6000株の帳簿価額と同額。乙1〕を加算した金額）を、当該株式の総数5万株（譲渡したL株式の株数3万7000株と上記1万3000株との合計株数）で除して算出した一単位当たりの帳簿価額1688.16円に、譲渡した株数3万7000株を乗じて算出した金額である。

(c) N株式会社の株式に係る譲渡原価の増加額 91万5400円

上記金額は、別表2-1の順号1の「⑥譲受差額」欄の金額と同額であり、後記(イ)により、N株式会社の株式の帳簿価額が、同欄の金額だけ増加する結果、上記(a)の譲渡に係る同株式の譲渡原価の額に加算される金額である。

b 本件譲渡株式3に係るもの 700万円

上記金額は、本件譲渡株式3の譲渡価額6600万円（別表1-3の「③売買代金」欄の金額）と本件譲渡株式3の譲渡株式数に時価（終値）を乗じた金額7300万円（同表の「⑤適正価額」欄の金額）との差額（同表の「⑥譲渡差額」欄の金額。本件各譲渡差額3。）であり、後記第5の1で述べるとおり、本件譲渡株式3を時価に比して低額で譲り渡したものであることから損金の額に算入されない金額である。

(イ) 益金の額に算入すべき受贈益の額（別表4-2③欄） 117万5499円

上記金額は、本件取得株式1の取得価額の合計額1057万9491円（別表2-1の「③売買代金」の「合計」欄の金額）と本件取得株式1の取得株式数に時価（終値）を乗じた金額の合計額1175万4990円（同表の「⑤適正価額」の「合計」欄の金額）との差額（同表の「⑥譲受差額」の「合計」欄の金額。本件各譲受差額1。）であり、本件取得株式1を時価に比して低額で譲り受けたものであることから受贈益として益金の額に算入すべき金額である。

(ウ) 受取配当等の益金不算入額の過大額（別表4-2④欄） 2万1693円

上記金額は、次のaの金額からbの金額を減算した金額である。

a 確定申告における受取配当等の益金不算入額 520万5901円

上記金額は、平成20年9月期確定申告書別表四（乙2）の「受取配当等の益金不算入額」欄に記載された金額と同額である。

b 受取配当等の益金不算入額 518万4208円

上記金額は、次の（a）の金額から（b）の金額を減算した金額の100分の50に相当する金額である（法人税法23条〔平成22年法律第6号による改正前のもの。3、5及び7において同じ。〕1項及び4項）。

(a) 受取配当等の金額 1495万4635円

上記金額は、平成20年9月期確定申告書別表八（乙2）の「連結法人株式等及び関係法人株式等に該当しない株式等」の「受取配当等の金額」欄に記載された金額と同額である。

(b) 受取配当等の金額から控除する負債利子等の額 458万6218円

上記金額は、次のⅠの金額に、Ⅱの金額がⅢの金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額である（法人税法施行令22条1項〔平成20年政令第156号による改正前のもの〕）。

Ⅰ 負債利子等の額の合計額 1688万1466円

上記金額は、平成20年9月期確定申告書別表八の「負債利子等の額の計算」の「差引金額」欄に記載された金額と同額である。

Ⅱ 連結法人株式等及び関係法人株式等に該当しない株式等の帳簿価額

12億9526万2593円

上記金額は、平成20年9月期確定申告書別表八の「連結法人株式等及び関係法人株式等に該当しない株式等の帳簿価額」欄に記載された金額12億7993万4414円に、次のi及びiiの金額を加算した金額である。

i 平成19年9月期終了の時における連結法人株式等及び関係法人株式等に該当しない株式等の帳簿価額に加算すべき金額 390万円

上記金額は、平成20年9月期確定申告書別表八の「総資産の帳簿価額」の「前期末現在額」欄に記載された金額26億7105万2022円のうち、①平成19年9月期終了の時において、連結法人株式等及び関係法人株式等に該当しない株式等（法人税法23条1項）に該当するにもかかわらず、同別表八の「連結法人株式等及び関係法人株式等に該当しない株式及び出資等の帳簿価額」の「前期末現在額」欄に記載された金額（8億2857万7264円）に含められていない〇株式会社の会員権及び入会金（株式に該当するもの）の帳簿価額880万円（乙1）から、②平成19年9月期終了の時において、関係法人株式等（同項）に該当するにもかかわらず、同欄及び同別表八の「関係法人株式等の帳簿価額」の「前期末現在額」欄に記載された金額（1億2540万円）に重複して含められているP株式会社の株式の帳簿価額490万円（乙1）を減算した金額であり、平成19年9月期終了の時における連結法人株式等及び関係法人株式等に該当しない株式等の帳簿価額に加算すべき金額である。

ii 平成20年9月期終了の時における連結法人株式等及び関係法人株式等に該当しない株式等の帳簿価額に加算すべき金額 1142万8179円

上記金額は、上記（ア）a（b）の1116万8080円から同（ア）a（c）

の91万5400円を減算し、同(イ)の117万5499円を加算した金額であり、平成20年9月期終了の時ににおける連結法人株式等及び関係法人株式等に該当しない株式等の帳簿価額のうち、平成20年9月期確定申告書別表八の「連結法人株式等及び関係法人株式等に該当しない株式及び出資等の帳簿価額」の「当期末現在額」欄に記載された金額(4億5135万7150円)に含められていないことから、平成20年9月期終了の時ににおける連結法人株式等及び関係法人株式等に該当しない株式等の帳簿価額に加算すべき金額である。

なお、原告は、平成20年9月期終了の時ににおいても、上記iのO株式会社の会員権及び入会金並びにP株式会社の株式を保有している(乙2)ところ、これらの帳簿価額(いずれも平成19年9月期終了の時ににおけるものと同額)は、同別表八の「連結法人株式等及び関係法人株式等に該当しない株式及び出資等の帳簿価額」ないし「関係法人株式等の帳簿価額」の各「当期末現在額」欄に正しく記載されているから、加算ないし減算すべき金額はない。

Ⅲ 総資産価額 47億6774万7578円

上記金額は、平成20年9月期確定申告書別表八の「負債利子等の額の計算」の「総資産価額」欄に記載された金額47億5631万9399円に、上記Ⅱiiの1142万8179円(確定申告において、同欄に記載された金額に含められていない金額)を加算した金額である。

(エ) 寄附金の損金不算入額の増加額(別表4-2⑤欄) 1953万5200円

上記金額は、次のaの金額からbの金額を減算した金額である。

a 寄附金の損金不算入額 2053万5200円

上記金額は、次の(a)の金額から(b)の金額を減算した金額である。

(a) 支出した寄附金の額 3253万5200円

上記金額は、次のIないしⅢの金額の合計額である。

I 指定寄附金等の金額 1000万円

上記金額は、平成20年9月期確定申告書別表十四(二)(乙2)の「指定寄附金等の金額」欄に記載された金額と同額である。

Ⅱ 特定公益増進法人等に対する寄附金額 300万円

上記金額は、平成20年9月期確定申告書別表十四(二)の「特定公益増進法人等に対する寄附金額」欄に記載された金額と同額である。

Ⅲ その他の寄附金額 1953万5200円

上記金額は、後記ウの金額である。

(b) 寄附金の損金算入限度額 1200万円

上記金額は、次のIないしⅢの金額の合計額である。

I 指定寄附金等の損金算入(限度)額 1000万円

上記金額は、上記(a)Iの金額と同額であり、法人税法37条1項及び3項の規定により、平成20年9月期の損金の額に算入される金額である。

Ⅱ 一般寄附金の損金算入限度額 100万円

上記金額は、次のi及びiiの金額の合計額の2分の1に相当する金額である(法人税法37条1項、同法施行令73条1項〔平成20年政令第156号による改正

前のもの。3において同じ。] 1号)。

i 資本金等の額を基礎として計算した金額 200万円

上記金額は、平成20年9月期終了の時点における原告の資本金等の額8億円の1000分の2.5に相当する金額である。

ii 所得の金額を基礎として計算した金額 0円

上記金額は、0円(上記アのマイナス2億5095万2957円に同(ア)の2978万7880円、同(イ)の117万5499円及び同(ウ)の2万1693円を加算し、後記bの100万円、同ウの1953万5200円及び同(3)の107万2906円を減算した金額と、上記(a)の3253万5200円との合計額がマイナス2億0904万0791円であるため。)の100分の2.5に相当する金額である。

III 特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入限度額 100万円

上記金額の計算過程は、上記IIと同様である(法人税法37条4項、同法施行令73条1項1号)。

b 確定申告における寄附金の損金不算入額 100万円

上記金額は、平成20年9月期確定申告書別表四の「寄附金の損金不算入額」欄に記載された金額と同額である。

ウ 所得金額から減算すべき金額(損金の額に算入される寄附金の額)(別表4-2⑦欄)

1953万5200円

上記金額は、次の(ア)及び(イ)の金額の合計額である。

(ア) 本件譲渡株式2に係るもの

1253万5200円

上記金額は、本件譲渡株式2の譲渡価額の合計額1億1378万0700円と本件譲渡株式2の譲渡株式数に時価(終値)を乗じた金額の合計額1億2631万5900円との差額(本件各譲渡差額2)であり、本件譲渡株式2を時価に比して低額で譲り渡したものであることから寄附金の額として損金の額に算入される金額である。

(イ) 本件譲渡株式3に係るもの

700万円

上記金額は、本件譲渡株式3の譲渡価額の6600万円と本件譲渡株式3の譲渡株式数に時価(終値)を乗じた金額7300万円との差額(本件各譲渡差額3)であり、本件譲渡株式3を時価に比して低額で譲り渡したものであることから寄附金の額として損金の額に算入される金額である。

(2) 所得金額に対する法人税額(別表4-2⑨欄)

0円

上記金額は、上記(1)の所得金額に法人税法66条1項(平成20年法律第23号による改正前のもの)に定める税率を乗じて計算した金額である。

(3) 法人税額から控除される所得税額等(別表4-2⑩欄)

107万2906円

上記金額は、平成20年9月期確定申告書別表一(一)の「控除税額の計算」の「所得税の額等」欄に記載された金額と同額である。

(4) 納付すべき法人税額(別表4-2⑪欄)

△107万2906円

上記金額は、上記(2)の金額から同(3)の金額を減算した金額である。

(5) 既に納付の確定した法人税額(別表4-2⑫欄)

△107万2906円

上記金額は、平成20年9月期確定申告書別表一(一)の「この申告による還付金額」の「計」

欄に記載された金額と同額である。

(6) 差引納付すべき法人税額 (別表4-2⑬欄) 0円

上記金額は、上記(4)の金額から同(5)の金額を減算した金額である。

(7) 翌期へ繰り越す欠損金額 (別表4-2⑭欄) 5億8626万3392円

上記金額は、前記1(7)の3億6629万5507円に上記(1)の2億1996万7885円を加算した金額である。

4 平成20年9月期再更正処分の適法性

被告が本訴において主張する原告の平成20年9月期の所得金額(欠損金額)、納付すべき税額及び翌期へ繰り越す欠損金額は、前記3で述べたとおりであるところ、平成20年9月期再更正処分における所得金額(欠損金額)、納付すべき税額及び翌期へ繰り越す欠損金額は、前記3の各金額と同額であるから、平成20年9月期再更正処分は適法である。

5 平成21年9月期再更正処分の根拠

被告が本訴において主張する原告の平成21年9月期の所得金額、納付すべき税額及び翌期へ繰り越す欠損金額は、次のとおりである。

(1) 所得金額 (別表4-3⑥欄) 0円

上記金額は、次のアの金額にイの金額を加算し、ウの金額を減算した金額である。

ア 確定申告における所得金額 (別表4-3①欄) 0円

上記金額は、平成21年9月期確定申告書別表一(一)(乙3)の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された金額と同額である。

イ 所得金額に加算すべき金額の合計額 (別表4-3④欄) 710万4737円

上記金額は、次の(ア)及び(イ)の金額の合計額である。

(ア) 益金の額に算入すべき受贈益の額 (別表4-3②欄) 706万6165円

上記金額は、次のa及びbの金額の合計額である。

a 本件取得株式2に係るもの 277万3800円

上記金額は、本件取得株式2の取得価額の合計額2186万0800円(別表2-2の「③売買代金」の「合計」欄の金額)と本件取得株式2の取得株式数に時価(終値)を乗じた金額の合計額2463万4600円(同表の「⑤適正価額」の「合計」欄の金額)との差額(同表の「⑥譲受差額」の「合計」欄の金額。本件各譲受差額2。)であり、本件取得株式2を時価に比して低額で譲り受けたものであることから受贈益として益金の額に算入すべき金額である。

b 本件取得株式3に係るもの 429万2365円

上記金額は、本件取得株式3の取得価額の合計額3885万8418円(別表2-3の「③売買代金」の「合計」欄の金額)と本件取得株式3の取得株式数に時価(終値)を乗じた金額の合計4315万0783円(同表の「⑤適正価額」の「合計」欄の金額)との差額(同表の「⑥譲受差額」の「合計」欄の金額。本件各譲受差額3。)であり、本件取得株式3を時価に比して低額で譲り受けたものであることから受贈益として益金の額に算入すべき金額である。

(イ) 受取配当等の益金不算入額の過大額 (別表4-3③欄) 3万8572円

上記金額は、次のaの金額からbの金額を減算した金額である。

a 確定申告における受取配当等の益金不算入額 327万3769円

上記金額は、平成21年9月期確定申告書別表四（乙3）の「受取配当等の益金不算入額」欄に記載された金額と同額である。

b 受取配当等の益金不算入額 323万5197円

上記金額は、次の（a）の金額から（b）の金額を減算した金額の100分の50に相当する金額である（法人税法23条1項及び4項）。

（a）受取配当等の金額 1032万3873円

上記金額は、平成20年9月期確定申告書別表八（一）（乙3）の「連結法人株式等及び関係法人株式等に該当しない株式等」の「受取配当等の金額」欄に記載された金額と同額である。

（b）受取配当等の金額から控除する負債利子等の額 385万3478円

上記金額は、次のⅠの金額に、Ⅱの金額がⅢの金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額である（法人税法施行令22条1項〔平成21年政令第105号による改正前のもの〕）。

Ⅰ 負債利子等の額の合計額 1489万8494円

上記金額は、平成21年9月期確定申告書別表八（一）の「負債利子等の額の計算」の「差引金額」欄に記載された金額と同額である。

Ⅱ 連結法人株式等及び関係法人株式等に該当しない株式等の帳簿価額

11億1581万6755円

上記金額は、平成21年9月期確定申告書別表八（一）の「連結法人株式等及び関係法人株式等に該当しない株式等の帳簿価額」欄に記載された金額10億8589万4232円に、次のi及びiiの金額を加算した金額である。

i 平成20年9月期終了の時ににおける連結法人株式等及び関係法人株式等に該当しない株式等の帳簿価額に加算すべき金額 1142万8179円

上記金額は、前記3（1）イ（ウ）b（b）Ⅱiiの金額であり、平成21年9月期確定申告書別表八（一）の「連結法人株式等及び関係法人株式等に該当しない株式及び出資等の帳簿価額」の「前期末現在額」欄に記載された金額（4億5135万7150円）に含められていないことから、平成20年9月期終了の時ににおける連結法人株式等及び関係法人株式等に該当しない株式等の帳簿価額に加算すべき金額である。

ii 平成21年9月期終了の時ににおける連結法人株式等及び関係法人株式等に該当しない株式等の帳簿価額に加算すべき金額 1849万4344円

上記金額は、上記（ア）の706万6165円及び同iの1142万8179円の合計額であり、平成21年9月期終了の時ににおける連結法人株式等及び関係法人株式等に該当しない株式等の帳簿価額のうち、平成21年9月期確定申告書別表八（一）の「連結法人株式等及び関係法人株式等に該当しない株式及び出資等の帳簿価額」の「当期末現在額」欄に記載された金額（6億3453万7082円）に含められていないことから、平成21年9月期終了の時ににおける連結法人株式等及び関係法人株式等に該当しない株式等の帳簿価額に加算すべき金額である。

Ⅲ 総資産価額 43億1402万1249円

上記金額は、平成21年9月期確定申告書別表八（一）の「負債利子等の額の計算」の「総資産価額」欄に記載された金額42億8409万8726円に、上記Ⅱ i の1142万8179円及び同Ⅱ ii の1849万4344円（確定申告において、同欄に記載された金額に含められていない金額）を加算した金額である。

ウ 所得金額から減算すべき金額（損金の額に算入される欠損金の額）（別表4-3⑤欄）

710万4737円

上記金額は、前記3（7）の5億8626万3392円のうち、上記アの0円に上記イの710万4737円を加算した金額と同額であり、法人税法57条1項の規定により、平成21年9月期の損金の額に算入される金額である。

（2）所得金額に対する法人税額（別表4-3⑦欄） 0円

上記金額は、上記（1）の所得金額に法人税法66条1項（平成23年法律第114号による改正前のもの。7及び9において同じ。）に定める税率を乗じて計算した金額である。

（3）法人税額から控除される所得税額等（別表4-3⑧欄） 65万1478円

上記金額は、平成21年9月期確定申告書別表一（一）の「控除税額の計算」の「所得税の額等」欄に記載された金額と同額である。

（4）納付すべき法人税額（別表4-3⑨欄） △65万1478円

上記金額は、上記（2）の金額から同（3）の金額を減算した金額である。

（5）既に納付の確定した法人税額（別表4-3⑩欄） △65万1478円

上記金額は、平成21年9月期確定申告書別表一（一）の「この申告による還付金額」の「計」欄に記載された金額と同額である。

（6）差引納付すべき法人税額（別表4-3⑪欄） 0円

上記金額は、上記（4）の金額から同（5）の金額を減算した金額である。

（7）翌期へ繰り越す欠損金額（別表4-3⑫欄） 4億0295万4745円

上記金額は、前記3（7）の5億8626万3392円から、確定申告において損金の額に算入された欠損金の額1億7620万3910円（平成21年9月期確定申告書別表四の「欠損金又は災害損失金等の当期控除額」欄に記載された金額）及び上記（1）ウの710万4737円を減算した金額である。

6 平成21年9月期再更正処分の適法性

被告が本訴において主張する原告の平成21年9月期の所得金額、納付すべき税額及び翌期へ繰り越す欠損金額は、前記5で述べたとおりであるところ、平成21年9月期再更正処分における所得金額、納付すべき税額及び翌期へ繰り越す欠損金額は、前記5の各金額と同額であるから、平成21年9月期再更正処分は適法である。

7 平成22年9月期再更正処分の根拠

被告が本訴において主張する原告の平成22年9月期の所得金額、納付すべき税額及び翌期へ繰り越す欠損金額は、次のとおりである。

（1）所得金額（別表4-4⑩欄） 0円

上記金額は、次のアの金額にイの金額を加算し、ウの金額を減算した金額である。

ア 確定申告における所得金額（別表4-4①欄） 0円

上記金額は、平成22年9月期確定申告書別表一（一）（乙4）の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された金額と同額である。

- イ 所得金額に加算すべき金額の合計額（別表４－４⑥欄） ４８７万２７７３円
 上記金額は、次の（ア）ないし（エ）の金額の合計額である。
- （ア）有価証券売却損のうち損金の額に算入されない金額（別表４－４②欄） １７９万８６０６円
 上記金額は、本件譲渡株式４の譲渡価額２２００万円（別表１－４の「③売買代金」欄の金額）と本件譲渡株式４の譲渡株式数に時価（終値）を乗じた金額２４４６万円（同表の「⑤適正価額」欄の金額）との差額２４６万円（同表の「⑥譲渡差額」欄の金額。本件各譲渡差額４。）のうち、本件譲渡株式４の譲渡により原告が有価証券売却損として損金の額に算入した金額（乙８）と同額であり、本件譲渡株式４を時価に比して低額で譲り渡したものであることから損金の額に算入されない金額である。
- （イ）益金の額に算入すべき有価証券売却益の額（別表４－４③欄） ６６万１３９４円
 上記金額は、本件各譲渡差額４の金額（２４６万円）から上記（ア）の金額を減算した金額である。
- （ウ）受取配当等の益金不算入額の過大額（別表４－４④欄） ４万６７７８円
 上記金額は、次の a の金額から b の金額を減算した金額である。
- a 確定申告における受取配当等の益金不算入額 ２８６万３２９２円
 上記金額は、平成２２年９月期確定申告書別表四（乙４）の「受取配当等の益金不算入額」欄に記載された金額と同額である。
- b 受取配当等の益金不算入額 ２８１万６５１４円
 上記金額は、次の（a）の金額から（b）の金額を減算した金額の１００分の５０に相当する金額である（法人税法２３条１項及び４項）。
- （a）受取配当等の金額 １００４万５３６７円
 上記金額は、平成２２年９月期確定申告書別表八（一）（乙４）の「その他株式等」の「受取配当等の額」欄に記載された金額と同額である。
- （b）受取配当等の金額から控除する負債利子等の額 ４４１万２３３８円
 上記金額は、次のⅠの金額に、Ⅱの金額がⅢの金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額である（法人税法施行令２２条１項〔平成２２年政令第５１号による改正前のもの〕）。
- Ⅰ 負債利子等の額の合計額 １４３４万２９９７円
 上記金額は、平成２２年９月期確定申告書別表八（一）の「負債利子等の額の計算」の「差引金額」欄に記載された金額と同額である。
- Ⅱ 期末その他株式等の帳簿価額 １２億１９２０万３８３８円
 上記金額は、平成２２年９月期確定申告書別表八（一）の「期末その他株式等の帳簿価額」欄に記載された金額１１億８２２１万５１５０円に、次の i 及び ii の金額を加算した金額である。
- i 平成２１年９月期終了の時点における期末その他株式等の帳簿価額に加算すべき金額 １８４９万４３４４円
 上記金額は、前記５（１）イ（イ）b（b）Ⅱ ii の金額であり、平成２２年９月期確定申告書別表八（一）の「株式及び出資等」の「前期末現在額」欄に記載された金額（６億３４５３万７０８２円）に含められていないことから、平成２

1年9月期終了の時ににおける期末その他株式等の帳簿価額に加算すべき金額である。

ii 平成22年9月期終了の時ににおける期末その他株式等の帳簿価額に加算すべき金額 1849万4344円

上記金額は、上記iの金額と同額であり、平成22年9月期確定申告書別表八(一)の「株式及び出資等」の「当期末現在額」欄に記載された金額(5億4767万8068円)に含められていないことから、平成22年9月期終了の時ににおける期末その他株式等の帳簿価額に加算すべき金額である。

III 総資産価額 39億6321万3005円

上記金額は、平成22年9月期確定申告書別表八(一)の「負債利子等の額の計算」の「総資産価額」欄に記載された金額39億2622万4317円に、上記II iの1849万4344円及び同II iiの1849万4344円(確定申告において、同欄に記載された金額に含められていない金額)を加算した金額である。

(エ) 寄附金の損金不算入額の増加額(別表4-4⑤欄) 236万5995円

上記金額は、次のaの金額からbの金額を減算した金額である。

a 寄附金の損金不算入額 254万5873円

上記金額は、次の(a)の金額から(b)の金額を減算した金額である。

(a) 支出した寄附金の額 646万円

上記金額は、次のI及びIIの金額の合計額である。

I 特定公益増進法人等に対する寄附金額 400万円

上記金額は、平成22年9月期確定申告書別表十四(二)(乙4)の「特定公益増進法人等に対する寄附金額」欄に記載された金額と同額である。

II その他の寄附金額 246万円

上記金額は、後記ウ(ア)の金額である。

(b) 寄附金の損金算入限度額 391万4127円

上記金額は、次のI及びIIの金額の合計額である。

I 一般寄附金の損金算入限度額 151万3042円

上記金額は、次のi及びiiの金額の合計額の2分の1に相当する金額である(法人税法37条1項、同法施行令73条1項〔平成23年政令第379号による改正前のもの。9において同じ。〕1号)。

i 資本金等の額を基礎として計算した金額 125万円

上記金額は、平成22年9月期終了の時ににおける原告の資本金等の額5億円の1000分の2.5に相当する金額である。

ii 所得の金額を基礎として計算した金額 177万6085円

上記金額は、上記アの0円に、確定申告において損金の額に算入された欠損金の額6544万2537円(平成22年9月期確定申告書別表四の「欠損金又は災害損失金等の当期控除額」欄に記載された金額)、上記(ア)の179万8606円、同(イ)の66万1394円及び同(ウ)の4万6778円を加算し、後記bの17万9878円、同ウ(ア)の246万円及び同(3)の72万6037円を減算した金額と、上記(a)の646万円との合計額7104万340

0円の100分の2.5に相当する金額である。

II 特定公益増進法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額 240万1085円
上記金額は、次のi及びiiの金額の合計額の2分の1に相当する金額である（法人税法37条4項、同法施行令77条の2第1項〔平成23年政令第379号による改正前のもの。9において同じ。〕1号）。

i 資本金等の額を基礎として計算した金額 125万円
上記金額の計算過程は、上記I iと同様である。

ii 所得の金額を基礎として計算した金額 355万2170円
上記金額は、7104万3400円（上記I ii参照）の100分の5に相当する金額である。

b 確定申告における寄附金の損金不算入額 17万9878円
上記金額は、平成22年9月期確定申告書別表四の「寄附金の損金不算入額」欄に記載された金額と同額である。

ウ 所得金額から減算すべき金額の合計額（別表4-4⑨欄） 487万2773円
上記金額は、次の（ア）及び（イ）の金額の合計額である。

（ア）損金の額に算入される寄附金の額（別表4-4⑦欄） 246万円
上記金額は、本件譲渡株式4の譲渡価額2200万円と本件譲渡株式4の譲渡株式数に時価（終値）を乗じた金額2446万円との差額（本件各譲渡差額4）であり、本件譲渡株式4を時価に比して低額で譲り渡したものであることから寄附金の額として損金の額に算入される金額である。

（イ）損金の額に算入される欠損金の額（別表4-4⑧欄） 241万2773円
上記金額は、前記5（7）の4億0295万4745円のうち、上記イの487万2773円から同（ア）の246万円を減算した金額と同額であり、法人税法57条1項の規定により、平成22年9月期の損金の額に算入される金額である。

（2）所得金額に対する法人税額（別表4-4⑪欄） 0円
上記金額は、上記（1）の所得金額に法人税法66条1項に定める税率を乗じて計算した金額である。

（3）法人税額から控除される所得税額等（別表4-4⑫欄） 72万6037円
上記金額は、平成22年9月期確定申告書別表一（一）の「控除税額の計算」の「所得税の額等」欄に記載された金額と同額である。

（4）納付すべき法人税額（別表4-4⑬欄） △72万6037円
上記金額は、上記（2）の金額から同（3）の金額を減算した金額である。

（5）既に納付の確定した法人税額（別表4-4⑭欄） △72万6037円
上記金額は、平成22年9月期確定申告書別表一（一）の「この申告による還付金額」の「計」欄に記載された金額と同額である。

（6）差引納付すべき法人税額（別表4-4⑮欄） 0円
上記金額は、上記（4）の金額から同（5）の金額を減算した金額である。

（7）翌期へ繰り越す欠損金額（別表4-4⑯欄） 3億3509万9435円
上記金額は、前記5（7）の4億0295万4745円から、確定申告において損金の額に算入された欠損金の額6544万2537円（平成22年9月期確定申告書別表四の「欠損金

又は災害損失金等の当期控除額」欄に記載された金額)及び上記(1)ウ(イ)の241万2773円を減算した金額である。

8 平成22年9月期再更正処分の適法性

被告が本訴において主張する原告の平成22年9月期の所得金額、納付すべき税額及び翌期へ繰り越す欠損金額は、前記7で述べたとおりであるところ、平成22年9月期再更正処分における所得金額、納付すべき税額及び翌期へ繰り越す欠損金額は、前記7の各金額と同額であるから、平成22年9月期再更正処分は適法である。

9 平成23年9月期再更正処分の根拠

被告が本訴において主張する原告の平成23年9月期の所得金額、納付すべき税額及び翌期へ繰り越す欠損金額は、次のとおりである。

(1) 所得金額(別表4-5⑥欄) 0円

上記金額は、次のアの金額にイの金額を加算し、ウの金額を減算した金額である。

ア 確定申告における所得金額(別表4-5①欄) 0円

上記金額は、平成23年9月期確定申告書別表一(一)(乙5)の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された金額と同額である。

イ 所得金額に加算すべき金額(受取配当等の益金不算入額の過大額)(別表4-5②欄)

4万7221円

上記金額は、次の(ア)の金額から(イ)の金額を減算した金額である。

(ア) 確定申告における受取配当等の益金不算入額 400万8506円

上記金額は、平成23年9月期確定申告書別表四(乙5)の「受取配当等の益金不算入額」欄に記載された金額と同額である。

(イ) 受取配当等の益金不算入額 396万1285円

上記金額は、次のaの金額からbの金額を減算した金額の100分の50に相当する金額である(法人税法23条1項及び4項)。

a 受取配当等の金額 1178万3454円

上記金額は、平成23年9月期確定申告書別表八(一)(乙5)の「その他株式等」の「受取配当等の額」欄に記載された金額と同額である。

b 受取配当等の金額から控除する負債利子等の額 386万0883円

上記金額は、次の(a)の金額に、(b)の金額が(c)の金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額である(法人税法施行令22条2項)。

(a) 負債利子等の額の合計額 1255万7781円

上記金額は、平成23年9月期確定申告書別表八(一)の「負債利子等の額の計算」の「差引金額」欄に記載された金額と同額である。

(b) 期末その他株式等の帳簿価額 10億5860万9866円

上記金額は、平成23年9月期確定申告書別表八(一)の「期末その他株式等の帳簿価額」欄に記載された金額10億2162万1178円に、次のI及びIIの金額を加算した金額である。

I 平成22年9月期終了の時ににおける期末その他株式等の帳簿価額に加算すべき金額 1849万4344円

上記金額は、上記7(1)イ(ウ)b(b)IIiiの金額であり、平成23年9月

期確定申告書別表八（一）の「株式及び出資等」の「前期末現在額」欄に記載された金額（５億４７６７万８０６８円）に含められていないことから、平成２２年９月期終了の時における期末その他株式等の帳簿価額に加算すべき金額である。

Ⅱ 平成２３年９月期終了の時における期末その他株式等の帳簿価額に加算すべき金額 １８４９万４３４４円

上記金額は、上記Ⅰの金額と同額であり、平成２３年９月期確定申告書別表八（一）の「株式及び出資等」の「当期末現在額」欄に記載された金額（４億７３９４万３１１０円）に含められていないことから、平成２３年９月期終了の時における期末その他株式等の帳簿価額に加算すべき金額である。

（ｃ）総資産価額 ３４億４３１９万９５７２円

上記金額は、平成２３年９月期確定申告書別表八（一）の「負債利子等の額の計算」の「総資産価額」欄に記載された金額３４億０６２１万０８８４円に、上記（ｂ）Ⅰの１８４９万４３４４円及び同（ｂ）Ⅱの１８４９万４３４４円（確定申告において、同欄に記載された金額に含められていない金額）を加算した金額である。

ウ 所得金額から減算すべき金額の合計額（別表４－５⑤欄） ４万７２２１円

上記金額は、次の（ア）及び（イ）の金額の合計額である。

（ア）寄附金の損金不算入額の過大額（別表４－５③欄） １７７０円

上記金額は、次の a の金額から b の金額を減算した金額である。

a 確定申告における寄附金の損金不算入額 ４０１万７６３２円

上記金額は、平成２３年９月期確定申告書別表四の「寄附金の損金不算入額」欄に記載された金額と同額である。

b 寄附金の損金不算入額 ４０１万５８６２円

上記金額は、次の（a）の金額から（b）の金額を減算した金額である。

（a）支出した寄附金の額 １０００万円

上記金額は、平成２３年９月期確定申告書別表十四（二）（乙５）の「特定公益増進法人等に対する寄附金額」欄に記載された金額と同額である。

（b）寄附金の損金算入限度額 ５９８万４１３８円

上記金額は、次のⅠ及びⅡの金額の合計額である。

Ⅰ 一般寄附金の損金算入限度額 ２０７万８０４６円

上記金額は、次の i 及び ii の金額の合計額の２分の１に相当する金額である（法人税法３７条１項、同法施行令７３条１項１号）。

i 資本金等の額を基礎として計算した金額 ５０万円

上記金額は、平成２３年９月期終了の時における原告の資本金等の額２億円の１０００分の２．５に相当する金額である。

ii 所得の金額を基礎として計算した金額 ３６５万６０９２円

上記金額は、上記アの０円に、確定申告において損金の額に算入された欠損金の額１億４１０５万９５１９円（平成２３年９月期確定申告書別表四の「欠損金又は災害損失金等の当期控除額」欄に記載された金額）及び上記イの４万７２２１円を加算し、同 a の４０１万７６３２円及び後記（４）の８４万５３８９円を減算した金額と、上記（a）の１０００万円との合計額１億４６２４万３７１９

円の100分の2.5に相当する金額である。

II 特定公益増進法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額 390万6092円
上記金額は、次のi及びiiの金額の合計額の2分の1に相当する金額である（法人税法37条4項、同法施行令77条の2第1項1号）。

i 資本金等の額を基礎として計算した金額 50万円
上記金額の計算過程は、上記I iと同様である。

ii 所得の金額を基礎として計算した金額 731万2185円
上記金額は、1億4624万3719円（上記I ii参照）の100分の5に相当する金額である。

(イ) 損金の額に算入される欠損金の額（別表4-5④欄） 4万5451円
上記金額は、前記7（7）の3億3509万9435円のうち、上記イの4万7221円から同（ア）の1770円を減算した金額と同額であり、法人税法57条1項（平成23年法律第114号による改正前のもの）の規定により、平成23年9月期の損金の額に算入される金額である。

(2) 所得金額に対する法人税額（別表4-5⑦欄） 0円
上記金額は、上記（1）の所得金額に法人税法66条1項に定める税率を乗じて計算した金額である。

(3) 課税留保金額に対する税額（別表4-5⑧欄） 135万6500円
上記金額は、課税留保金額1356万5000円（次のアの金額からイの金額を減算した金額につき、国税通則法118条1項の規定に基づき1000円未満の端数金額を切り捨てた後の金額）の100分の10に相当する金額であり、原告が法人税法67条1項（平成23年法律第82号による改正前のもの）に規定する特定同族会社に該当することから、同項の規定により、上記（2）の金額に加算される法人税額である。

ア 留保金額 1億4093万1041円
上記金額は、平成23年9月期確定申告書別表三（一）（乙5）の「当期留保金額」欄に記載された金額と同額である。

イ 留保控除額 1億2736万5138円
上記金額は、平成23年9月期終了の時における資本金の額2億円の100分の25に相当する金額である5000万円と、平成23年9月期終了の時における利益積立金額のうち、平成23年9月期の所得等の金額に係る部分の金額を除いた金額マイナス7736万5138円（平成22年9月期再更正処分に係る更正通知書〔甲2の3〕の2枚目の「差引合計額」欄に記載された金額）との差額である（法人税法67条5項）。

(4) 法人税額から控除される所得税額等（別表4-5⑨欄） 84万5389円
上記金額は、平成23年9月期確定申告書別表一（一）の「控除税額の計算」の「所得税の額等」欄に記載された金額と同額である。

(5) 納付すべき法人税額（別表4-5⑩欄） 51万1100円
上記金額は、上記（2）及び同（3）の金額の合計額から同（4）の金額を減算した金額（国税通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数を切り捨てた後の金額）である。

(6) 既に納付の確定した法人税額（別表4-5⑪欄） △84万5389円
上記金額は、平成23年9月期確定申告書別表一（一）の「この申告による還付金額」の「計」

欄に記載された金額と同額である。

(7) 差引納付すべき法人税額 (別表4-5⑫欄) 135万6400円

上記金額は、上記(5)の金額から同(6)の金額を減算した金額(国税通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数を切り捨てた後の金額)である。

(8) 翌期へ繰り越す欠損金額 (別表4-5⑬欄) 1億9399万4465円

上記金額は、前記7(7)の3億3509万9435円から、確定申告において損金の額に算入された欠損金の額1億4105万9519円(平成23年9月期確定申告書別表四の「欠損金又は災害損失金等の当期控除額」欄に記載された金額)及び上記(1)ウ(イ)の4万5451円を減算した金額である。

10 平成23年9月期再更正処分の適法性

被告が本訴において主張する原告の平成23年9月期の所得金額、納付すべき税額及び翌期へ繰り越す欠損金額は、前記9で述べたとおりであるところ、平成23年9月期再更正処分における所得金額、納付すべき税額及び翌期へ繰り越す欠損金額は、前記9の各金額と同額であるから、平成23年9月期再更正処分は適法である。

11 本件賦課決定処分の根拠及び適法性

前記10のとおり、平成23年9月期再更正処分は適法であるところ、平成23年9月期再更正処分により新たに納付すべき法人税額の計算の基礎となった事実のうち、平成23年9月期再更正処分前における税額の計算の基礎とされていなかったことについて、国税通則法65条4項にいう「正当な理由」があると認められるものはない。

したがって、平成23年9月期再更正処分に伴って課されるべき過少申告加算税の額は、前記9(7)の差引納付すべき法人税額135万円(国税通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後の金額)に100分の10の割合を乗じて算出した金額13万5000円及び、当該差引納付すべき法人税額135万6400円のうち50万円を超える部分に相当する税額85万円(国税通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後の金額)に100分の5の割合を乗じて算出した金額4万2500円の合計額17万7500円となる(国税通則法65条1項及び2項)。

以上

別表 1-1 から別表 1-4 まで、別表 2-1 から別表 2-3 まで 省略

別表3-1 平成19年9月期の法人税に関する経緯

(単位：円)

区分	年月日	所得金額	納付すべき法人税額	翌期へ繰り越す欠損金額	過少申告加算税
確定申告	平成19年11月19日	0	△1,252,040	409,137,007	—
更正処分	平成24年12月25日	0	△1,252,040	366,295,507	0
異議申立て	平成25年2月21日	0	△1,252,040	409,137,007	0
異議決定	平成25年5月17日	棄却			0
審査請求	平成25年6月13日	0	△1,252,040	409,137,007	0
裁決	平成26年2月13日	棄却			0

(注)「△」は還付金額を表す。

別表3-2 平成20年9月期の法人税に関する経緯

(単位：円)

区分	年月日	所得金額	納付すべき法人税額	翌期へ繰り越す欠損金額	過少申告加算税
確定申告	平成21年1月5日	△250,952,957	△1,072,906	666,089,964	—
更正処分	平成24年12月25日	△219,989,578	△1,072,906	586,285,085	0
異議申立て	平成25年2月21日	△250,952,957	△1,072,906	660,089,964	0
再更正処分	平成25年3月5日	△219,967,885	△1,072,906	586,263,392	0
異議申立て	平成25年4月18日	△250,952,957	△1,072,906	660,089,964	0
異議決定	平成25年5月17日	棄却			0
審査請求	平成25年6月13日	△250,952,957	△1,072,906	660,089,964	0
裁決	平成26年2月13日	棄却			0

(注)「△」は欠損金額又は還付金額を表す。

別表3-3 平成21年9月期の法人税に関する経緯

(単位：円)

区分	年月日	所得金額	納付すべき法人税額	翌期へ繰り越す欠損金額	過少申告加算税
確定申告	平成21年11月30日	0	△651,478	483,886,054	—
更正処分	平成24年12月25日	0	△651,478	403,015,010	0
異議申立て	平成25年2月21日	0	△651,478	483,886,054	0
再更正処分	平成25年3月5日	0	△651,478	402,954,745	0
異議申立て	平成25年4月18日	0	△651,478	483,886,054	0
異議決定	平成25年5月17日	棄却			0
審査請求	平成25年6月13日	0	△651,478	483,886,054	0
裁決	平成26年2月13日	棄却			0

(注)「△」は還付金額を表す。

別表 3-4 平成22年9月期の法人税に関する経緯

(単位：円)

区分	年月日	所得金額	納付すべき法人税額	翌期へ繰り越す欠損金額	過少申告加算税
確定申告	平成22年12月24日	0	△726,037	418,443,517	—
更正処分	平成24年12月25日	0	△726,037	346,852,315	0
異議申立て	平成25年2月21日	0	△726,037	418,443,517	0
再更正処分	平成25年3月5日	0	△726,037	335,099,435	0
異議申立て	平成25年4月18日	0	△726,037	418,443,517	0
異議決定	平成25年5月17日	棄却			0
審査請求	平成25年6月13日	0	△726,037	418,443,517	0
裁決	平成26年2月13日	棄却			0

(注)「△」は還付金額を表す。

別表 3-5 平成23年9月期の法人税に関する経緯

(単位：円)

区分	年月日	所得金額	納付すべき法人税額	翌期へ繰り越す欠損金額	過少申告加算税
確定申告	平成23年12月28日	0	△845,389	250,952,957	—
更正処分	平成24年12月25日	0	△845,389	205,792,796	0
異議申立て	平成25年2月21日	0	△845,389	250,952,957	0
再更正処分	平成25年3月5日	0	511,100	193,994,465	177,500
異議申立て	平成25年4月18日	0	△845,389	250,952,957	0
異議決定	平成25年5月17日	棄却			
審査請求	平成25年6月13日	0	△845,389	250,952,957	0
裁決	平成26年2月13日	棄却			

(注)「△」は還付金額を表す。

別表４－１ 平成１９年９月期に係る所得金額及び納付すべき税額

(単位：円)

区分		金額		
所得金額	確定申告における所得金額	①	0	
	加算額	有価証券売却損のうち損金の額に算入されない金額	②	43,940,000
		寄附金の損金不算入額の増加額	③	42,841,500
		所得金額に加算すべき金額の合計額 (②+③)	④	86,781,500
	減算額	損金の額に算入される寄附金の額	⑤	43,940,000
		損金の額に算入される欠損金の額	⑥	42,841,500
		所得金額から減算すべき金額の合計額 (⑤+⑥)	⑦	86,781,500
	所得金額の合計額 (①+④-⑦)	⑧	0	
所得金額に対する法人税額	⑨	0		
法人税額から控除される所得税額等	⑩	1,252,040		
納付すべき法人税額 (⑨-⑩)	⑪	△1,252,040		
既に納付の確定した法人税額	⑫	△1,252,040		
差引納付すべき法人税額 (⑪-⑫)	⑬	0		
翌期へ繰り越す欠損金額	⑭	366,295,507		

(注)「△」は還付金額を表す。

別表４－２ 平成２０年９月期に係る所得金額及び納付すべき税額

(単位：円)

区分		金額		
所得金額	確定申告における所得金額	①	△250,952,957	
	加算額	有価証券売却損のうち損金の額に算入されない金額	②	29,787,880
		益金の額に算入すべき受贈益の額	③	1,175,499
		受取配当等の益金不算入額の過大額	④	21,693
		寄附金の損金不算入額の増加額	⑤	19,535,200
		所得金額に加算すべき金額の合計額 (②+③+④+⑤)	⑥	50,520,272
	減算額	損金の額に算入される寄附金の額	⑦	19,535,200
	所得金額の合計額 (①+⑥-⑦)	⑧	△219,967,885	
所得金額に対する法人税額		⑨	0	
法人税額から控除される所得税額等		⑩	1,072,906	
納付すべき法人税額 (⑨-⑩)		⑪	△1,072,906	
既に納付の確定した法人税額		⑫	△1,072,906	
差引納付すべき法人税額 (⑪-⑫)		⑬	0	
翌期へ繰り越す欠損金額		⑭	586,263,392	

(注)「△」は欠損金額又は還付金額を表す。

別表４－３ 平成２１年９月期に係る所得金額及び納付すべき税額

(単位：円)

区分		金額		
所得金額	確定申告における所得金額	①	0	
	加算額	益金の額に算入すべき受贈益の額	②	7,066,165
		受取配当等の益金不算入額の過大額	③	38,572
		所得金額に加算すべき金額の合計額 (②+③)	④	7,104,737
	減算額	損金の額に算入される欠損金の額	⑤	7,104,737
	所得金額の合計額 (①+④-⑤)	⑥	0	
所得金額に対する法人税額		⑦	0	
法人税額から控除される所得税額等		⑧	651,478	
納付すべき法人税額 (⑦-⑧)		⑨	△651,478	
既に納付の確定した法人税額		⑩	△651,478	
差引納付すべき法人税額 (⑨-⑩)		⑪	0	
翌期へ繰り越す欠損金額		⑫	402,954,745	

(注)「△」は還付金額を表す。

別表４－４ 平成２２年９月期に係る所得金額及び納付すべき税額

(単位：円)

区分		金額		
所得金額	確定申告における所得金額	①	0	
	加算額	有価証券売却損のうち損金の額に算入されない金額	②	1,798,606
		益金の額に算入すべき有価証券売却益の額	③	661,394
		受取配当等の益金不算入額の過大額	④	46,778
		寄附金の損金不算入額の増加額	⑤	2,365,995
		所得金額に加算すべき金額の合計額 (②+③+④+⑤)	⑥	4,872,773
	減算額	損金の額に算入される寄附金の額	⑦	2,460,000
		損金の額に算入される欠損金の額	⑧	2,412,773
		所得金額から減算すべき金額の合計額 (⑦+⑧)	⑨	4,872,773
	所得金額の合計額 (①+⑥-⑨)	⑩	0	
所得金額に対する法人税額	⑪	0		
法人税額から控除される所得税額等	⑫	726,037		
納付すべき法人税額 (⑪-⑫)	⑬	△726,037		
既に納付の確定した法人税額	⑭	△726,037		
差引納付すべき法人税額 (⑬-⑭)	⑮	0		
翌期へ繰り越す欠損金額	⑯	335,099,435		

(注)「△」は還付金額を表す。

別表４－５ 平成２３年９月期に係る所得金額及び納付すべき税額

(単位：円)

区分		金額		
所得金額	確定申告における所得金額	①	0	
	加算額	受取配当等の益金不算入額の過大額	②	47,221
	減算額	寄附金の損金不算入額の過大額	③	1,770
		損金の額に算入される欠損金の額	④	45,451
		所得金額から減算すべき金額の合計額 (③+④)	⑤	47,221
	所得金額の合計額 (①+②-⑤)		⑥	0
所得金額に対する法人税額		⑦	0	
課税留保金額に対する税額		⑧	1,356,500	
法人税額から控除される所得税額等		⑨	845,389	
納付すべき法人税額 (⑦+⑧-⑨)		⑩	511,100	
既に納付の確定した法人税額		⑪	△845,389	
差引納付すべき法人税額 (⑩-⑪)		⑫	1,356,400	
翌期へ繰り越す欠損金額		⑬	193,994,465	

(注)「△」は還付金額を表す。